

(設置)

第 1 条 立正大学学則第 9 条の規定に基づき立正大学情報環境基盤センター（以下「センター」という。）をおく。

(目的)

第 2 条 センターは、教育・研究活動および情報環境の整備と支援をするとともに、その他の情報化の向上に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 前条の目的を達成するためのセンター業務は、立正大学学園事務局職務分掌細則により定めるものとする。

(組織)

第 4 条 センターに次の職員をおく。

- (1) センター長
- (2) 部長
- (3) 課長
- (4) 課員

(センター長)

第 5 条 センター長は、学則第 70 条に基づき、全学協議会の議を経て、学長が任命する。

- (1) センター長は、学則第 57 条に基づき、センターの管理運営を統括する。
- (2) センター長の任期は、3 年とし再任を妨げない。

(運営委員会)

第 6 条 センター業務の円滑な運営に必要な事項を検討するため、情報環境基盤センター運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員長は、センター長が務める。

(委員会の構成)

第 7 条 委員会は次の各号の委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 運営委員
- (3) 部長
- (4) 課長

(委員の任期)

第 8 条 前条 2 項の運営委員は各学部より教員各 1 名を選出し、学長が委嘱する。

2 運営委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第 9 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員総数の 3 分の 1 以上の委員から会議の目的たる事項を示して招集を請求された場合、その請求があった日から 15 日以内に委員会を招集しなければならない。

- 3 委員会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。
- 4 委員長は必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会の検討事項)

第 10 条 委員会は、センター長の諮問に応えるとともに以下の教育・研究に関わる事項について検討する。

- (1) 情報環境に関する基本方針
- (2) 教育・研究システムの選定に関する件
- (3) 情報環境に関する規約類の改定
- (4) その他情報環境に関する必要な事項

2 センター長は委員会議事録を作成し、議事内容を学長に報告しなければならない。

(委員会の所管)

第 11 条 委員会の事務所管はセンターとし、委員会に伴う事務処理はセンターが行う。

(細則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、センター利用等の管理運営上必要な事項については、別に細則を定める。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、センターが起案し、委員会の議を経て学長が決定するものとする。

2 前項に規定するもののほか、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第 6 条の規定による。

附 則

本規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

平成 17 年 2 月 28 日一部改定、施行

- 1 平成 28 年 1 月 27 日改定、平成 28 年 4 月 1 日施行
- 2 この規程の施行をもって「立正大学情報メディアセンター運営委員会規程（規程第 218 号平成 17 年 2 月 28 日施行）」を廃止する。